

税務・財務情報 第2105号

生命保険の活用方法 及び 特別受益の持戻しについて

税務・財務に関する情報を使いこなすことができれば、より豊かな人生が送れるものと確信しています。

私どもは、情報を、どう使いこなすか？につつまして、何らかのお役に立てればと願っております。

情報に目を通していただき、ご自身にどう当てはめたらよいのか！お考えいただき、お分かりにくい点につつまして、弊社の担当者がお伺いした場合には、一緒に検討させていただきたく存じます。

税務・財務に関する情報の提供を通じて、お客様の繁栄と、平安に、少しでも貢献できればと願います。

友 弘 正 人



株式会社トータル財務プラン

税理士法人トータル財務プラン

行政書士法人トータル財務プラン

友弘正人公認会計士事務所

〒651-0087

神戸市中央区御幸通3丁目1番8号 ライオンズ三宮ビル2階

TEL:078-221-7711 / FAX:078-221-7717

<https://www.topp.co.jp>

e-mail info@topp.co.jp

生命保険の活用方法 及び 特別受益の持戻しについて

1 はじめに

平成 27 年相続税法改正による基礎控除の引下げ、昨年 11 月自民党税制調査会の甘利会長による相続税と贈与税の一体化に向けた見直し（現行の贈与税制の在り方見直し）報道と資産税を取り巻く環境は大きく変化をしております。そんな中で、生命保険の活用方法及び特別受益問題等を整理してみたいと思います。生命保険は様々な活用の方法があります。資産内容や家族構成、相続に対するお考えによってふさわしい活用方法を選択することが大切です。

被相続人の死亡を原因として相続人に支払われる生命保険金は、相続税法上「みなし相続財産」として相続税の課税対象となります。

また一方で、生命保険金は、民法上の相続財産に含まれないため、遺産分割協議の対象とはならず、生命保険金を受け取った相続人の固有の財産となります。

2 生命保険活用方法

1. 相続対策

相続対策として、生命保険はどのように活用することができるのでしょうか。

(1) 遺産分割対策

生命保険金は、死亡保険金受取人の固有財産とされることから、死亡保険金受取人の規定により財産の分割を被相続人が生前に調整することが可能となり、相続での争いを回避する手段となります。また、一定以上の割合の財産を相続した相続人が他の相続人に対する代償金の支払いの原資として死亡保険金を活用することが可能となります。但し、遺留分を侵害するような高額な生命保険については特別受益の問題が生じる可能性があるため、他の相続人との公平性も考慮に入れることが大切です。

(2) 納税資金対策

相続税は、相続開始時から 10 カ月以内に現金で一度に支払うことが原則です。資産家の多くは土地・建物・自社株など、現預金以外の財産が主体であり納税資金の準備及び検討をしておく必要があります。受取人を相続人にしておけば、非課税枠内であれば無税で相続人が納税資金を手に入れることができます。

(3) 相続財産の圧縮

生命保険の死亡保険金には、契約形態によって非課税として「相続税の課税価格に算入しない」という特典があります。これは契約者と被保険者が同一人で、その死亡保険金を相続人が受け取った場合、『500万円×法定相続人の数』までは非課税限度額の適用が受けられるというものです。

2. 死亡保険金に対する課税

被保険者が亡くなった場合の生命保険金について課税される税金の種類

	被保険者	保険契約者	保険金受取人	課税される税金の種類
1	A (夫)	A (夫)	B (妻)	相続税
2	A (夫)	B (妻)	B (妻)	所得税/住民税
3	A (夫)	B (妻)	C (子)	贈与税

生命保険には、必ず複数の方が関係することになります。そして、同じ死亡保険金を受け取っても、契約者、被保険者、死亡保険金受取人が誰かによって、課税される税金の種類が違ってくることになります。

3 特別受益と生命保険

「特別受益」とは、相続前に被相続人から受けていた特別の利益をいいます。相続財産の前渡しを受けていたものとして、相続財産に加算して遺産分割を考える制度です。

生命保険は被相続人の遺産ではなく、死亡保険金受取人の固有財産とされ、よほどの不公平がない限り相続人であっても特別受益にはならないとされています。

1. 特別受益と最高裁判決

平成 16 年の最高裁判決で、「保険契約に基づき保険金受取人とされた相続人が取得する死亡保険金は、遺贈又は贈与に係る財産には当たらないが、保険金受取人である相続人その他の共同相続人との間に生ずる不公平が著しいものであると評価すべき特段の事情が存する場合には、持戻しの対象となる」と示されました。

2. 特段の事情の判断基準

最高裁は、特段の事情の判断基準として次の5つを列挙し、これらを総合考慮して保険金受取人である相続人と、その他の共同相続人との間に生ずる不公平が著しいものかを判断しました。

- ①死亡保険金の額
- ②生命保険金額の遺産の総額に対する比率
- ③同居の有無
- ④被相続人の介護等に対する貢献の度合い
- ⑤各相続人の生活実態等の諸般の事情（経済状況が厳しい等の事情）

3. 特別受益をめぐる最近裁判例

最近の裁判例をご紹介します。「特段の事情があると認める」場合、特別受益として相続財産に加算されています。

	事 案	特段事情	遺産総額に対する比率	同居・介護
1	H16/10/29 最高裁第二小法廷決定	認めない	約8%	有り
2	H17/10/27 東京高等裁判所決定	認める	約99.95%	無し
3	H18/3/22 大阪家裁堺支部審判	認めない	約6%	有り
4	H18/3/27 名古屋高等裁判所決定	認める	約61%	婚姻期間 3.5 年
5	H25/10/9 東京地方裁判所	認めない	約26%	介護有り
6	H27/6/25 東京地方裁判所	認めない	約28%	介護有り
7	H27/10/21 東京地方裁判所	認めない	約7.6%	介護有り

◆ 遺産総額に対する比率

遺産総額に対する比率を計算する際、生命保険金額以外の遺産総額を算出しこの遺産総額と生命保険金額とを比べて算出します。

裁判例（名古屋高裁）では生命保険金を除く遺産総額が約8432万円で、これとは別に生命保険金額が約5154万円あった事案について、裁判所は $5154 \text{万円} \div 8423 \text{万} \div 61\%$ としています。

4 最後に

資産税、及び資産承継に関し、生命保険の活用方法及び特別受益の持戻し等について、簡単に取りまとめました。最近の資産税を取り巻く環境を考慮すると、改めて生命保険の重要性をご理解いただけたらと思います。弊社では、生命保険を活用した相続対策についても相談が可能ですので、担当者までご連絡下さい。

<出典/参考文献>

新日本法規 裁判例・審判例からみた特別受益・寄与分

執筆者 籠田 信弘